

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>(法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導) 第九条の二 (略)</p> <p>2 法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち薬剤師により行われるものは、居宅要介護者等の居宅において、医師又は歯科医師の指示に基づいて実施される薬学的な管理及び指導（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定して実施される薬学的な管理及び指導）とする。</p> <p>3 法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要介護者等の居宅において、その者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及び当該歯科医師の策定した訪問指導計画に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(法第七条第十八項の厚生省令で定める事項) 第十八条 法第七条第十八項の厚生省令で定める事項は、当該居宅要介護者等及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要介護者等の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上での留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者等が負担しなければならない費用の額とする。</p> <p>(法第七条第二十項の厚生省令で定める事項) 第十九条 法第七条第二十項の厚生省令で定める事項は、当該要介護者及びその家族の生活に対する意向、当該要介護者の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供する施設サービスの目標及びその達成時期並びに施設サービスを提供する上での留意事項とする。</p> <p>(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請) 第一百七十七条 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別 六～十一 (略)</p> <p>(指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請) 第二百十条 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 事業所の種別（病院若しくは指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の規定の適用を受ける診療所若しくは同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう。） 六～十三 (略)</p>	<p>(法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導) 第九条の二 (略)</p> <p>2 法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち薬剤師により行われるものは、居宅要介護者等の居宅において、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、処方せんによる指示）に基づいて実施される薬学的な管理及び指導とする。</p> <p>3 法第七条第十項の厚生労働省令で定める療養上の管理及び指導のうち歯科衛生士により行われるものは、居宅要介護者等の居宅において、その者に対して計画的な歯科医学的管理を行っている歯科医師の指示に基づいて実施される口腔内の清掃又は有床義歯の清掃に関する指導とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(法第七条第十八項の厚生省令で定める事項) 第十八条 法第七条第十八項の厚生省令で定める事項は、当該居宅要介護者等の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）の目標及びその達成時期、指定居宅サービス等が提供される日時、指定居宅サービス等を提供する上での留意事項並びに指定居宅サービス等の提供を受けるために居宅要介護者等が負担しなければならない費用の額とする。</p> <p>(法第七条第二十項の厚生省令で定める事項) 第十九条 法第七条第二十項の厚生省令で定める事項は、当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供する施設サービスの目標及びその達成時期並びに施設サービスを提供する上での留意事項とする。</p> <p>(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請) 第一百七十七条 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 事業所の病院又は診療所の別 六～十一 (略)</p> <p>(指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請) 第二百十条 (略) 一～四 (略)</p> <p>五 事業所の種別（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項の規定の適用を受ける病院若しくは診療所、同条第二項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう。） 六～十三 (略)</p>